

議案第 21 号

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「38,500円」を「45,000円」に、「29,000円」を「40,000円」に、「26,000円」を「35,000円」に、「15,000円」を「26,500円」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。